

要旨ヲ述フ一同之ニ同意ス

尚江本顧問官ヨリ委員長ノ言ノ如ク本案ニ對シテ樞府ハ満足セル旨ヲ記載スルトキハ抑捺或ハ謳歌トモ解セラレ得ヘキニ付此點ハ考慮セラレムコトヲ求ムトノ陳述アリ

伊東委員長閉會ヲ宣ス

(午後三時四十五分閉會)

輸入及輸出ノ禁止及制限ノ撤廢ノ為ノ國際條約並ニ同條約ニ對スル補足協定御批准ノ件第一回審査委員會

昭和四年九月二十一日(土曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

審査委員

黒田顧問官

江木顧問官

櫻井顧問官

田顧問官

河合顧問官

鎌田顧問官

石井顧問官

闕席者

石原顧問官

國務大臣

幣原外務大臣

渡邊司法大臣

町田農林大臣

俵高工大臣

説明員

川崎法制局長官

金森法制局参事官

相  
密  
B3

杉田法制局参事官

松永外務省條約局長

武富外務省通商局長

三谷外務書記官

七田外務事務官

佐藤外務事務官

長島司法省民事局長

齋藤司法書記官

石黒農林省農務局長

吉野高工省工務局長

平野高工技師

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前十時五分開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

黒田顧問官ヨリ批准寄託期限ニ急迫シテ本案  
ノ御諮詢奏請ヲ為シタル事由ニ就キ質問アリ

品  
密  
院

村  
密  
院

幣原外務大臣ヨリ本条條約締結ノ由來經過及  
内容ニ關スル説明ヲ為シ且黒田顧問官ノ質問ニ  
答フル所アリ

富井委員長ヨリ既ニ批准ヲ了シタル國名ヲ問ヒ松  
永條約局長之ニ答フ

次ニ渡邊司法大臣ヨリ本條約第八條ニ關シ帝國  
カ留保ヲ附シタル理由ノ説明アリ

櫻井顧問官ヨリ輸出入ノ禁制撤廢ト關稅トノ關  
係及本條約ト英國自治領トノ關係ニ付質問アリ  
松永條約局長之ニ答フ

其ヨリ鎌田顧問官ト松永條約局長トノ間ニ骨類  
ニ關スル條約ニ關シ問答アリ

富井委員長ヨリ染料及米ノ留保ニ付テハ國內ノ  
關係方面ニモ諮問シタル結果ナリヤトノ質問アリ

リ町田農林大臣之ニ答ヘ續イテ同大臣ト鎌田顧  
問官トノ間ニ米ニ關スル留保ノ要否ニ付問答アリ

次ニ逓高工大臣ヨリ染料ニ關スル留保ノ事由ニ付  
説明アリ

富井委員長ヨリ本條約ノ適用ニ付殖民地除外  
必要ノ有無及司法裁判ノ留保適用ノ範圍如何

編  
審  
院

木村  
密  
院

ラ問ヒ松永條約局長及長島民事局長之ニ應  
答ス

河合顧問官ハ我國燃料ノ輸出入禁止ニ関シ質  
問ヲ為シ俵高工大臣之ニ答フ

江木顧問官ヨリ第八條ノ留保ハ我國ニ付テノニ其  
ノ必要アリヤトノ質問アリ渡邊司法大臣茲ニ長

島民事局長交々之ニ答フ録田顧問官ハ之ヲ以  
テ國際聯盟ノ精神ニ反ストノ意見ヲ開陳シ渡邊

司法大臣トノ間ニ二三ノ問答アリ  
黒田顧問官ヨリ本會ハ本日ハ正午迄トシ次ノ繼續會

ニ於テ尚丁重ニ審査シ度旨及今後政府ハ今少  
シ審査ノ時間アルヤウ取計ハレ度旨ヲ陳フ

石井顧問官ヨリ本案ハ一日ヲ争フ程急ヲ要スル  
モノナリヤ否ニ關シ質問アリ幣原外務大臣之ニ

答フ  
富井委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時四十分閉會)

編  
密  
院

輸入及輸出ノ禁止及制限ノ撤廢ノ為ノ國際條約  
茲ニ同條約ニ對スル補足協定御批准ノ件第二回  
審査委員會

昭和四年九月二十四日(六曜日)本院事務所  
於テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

富井顧問官

審査委員

黒田顧問官

江木顧問官

櫻井顧問官

田 顧問官

河合顧問官

鎌田顧問官

石井顧問官

關席者

石原顧問官

國務大臣

幣原外務大臣(午後三時出席)

説明員

川崎法制局長官

金森法制局参事官

杉田法制局参事官

松永外務省條約局長

武富外務省通商局長

七田外務事務官

佐藤外務事務官

飯田大藏書記官

長島司法省民事局長

齋藤司法書記官

石黒農林省農務局長

野田農林事務官

吉野高工省工務局長

平野高工技師

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前十時十五分開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

鎌田顧問官ヨリ本條約ト關稅トノ關係及第六條

ノ規定ニ依リ六ヶ月以内ニ撤廢スルコトヲ要スル制

度ノ有無ヲ問ヒ松永條約局長之ニ答フ

富井委員長ヨリ輸出入ノ制限撤廢ヲ目的トシ



秘  
院

乍ラ開稅ニ觸レサル本條約ノ效果ニ付質問スル所  
アリ武富通商局長ヨリ之ニ答フ

鎌田顧問官ヨリ骨類ノ輸出入ニ關スル協約ニ其  
ノ制限及開稅關係ニ付規定アルコトヲ指摘シ外米  
ノ輸入制限ニ付留保ヲ附シタルモ主要ナル輸入國  
ニ適用ナクハ我國ニ實效ナキニアラサルヤラ質シ松  
永條約局長及石黒農務局長ヨリ之ニ答フ

田顧問官ヨリ染料輸入制限留保ノ目的及我國ニ於  
ケル染料工業保護ノ結果ヲ問ヒ吉野工務局長仔  
細ニ之ニ答フ

富井委員長ヨリ染料ニ關スル本條約ノ留保ト日  
獨通商條約トノ關係ニ付質問シ武富通商局長  
及吉野工務局長ヨリ之ニ答フ

田顧問官ヨリ又米ニ關スル留保ハ政府ノ需給調  
節ノ為ナルヤラ質シ石黒農務局長之ニ答フ

江木顧問官ヨリ米ノ輸出入制限ハ豊凶ノ外尚之  
ヲ必要トスルコトアリヤ否、輸出米ノ用途、數量及  
國內ニ於ケル炊飯造酒以外ノ消費量増加、有無  
ヲ問ヒ石黒農務局長之ニ答フ又富井委員長ヨ  
リ酒造用米激減ノ噂ニ付事實ノ真否ヲ質シ同

品  
寄  
宛

権  
密  
防

局長之ニ答フ

櫻井顧問官ヨリ條約第一條ノ譯文ニ「生産物」ト  
アルカ英文ニハ Produce 佛文ニハ Produits naturels  
アリ單ニ天然生産物ノミヲ指スモノナリヤ 智的生產  
物例ハ著作ノ如キモ包含スルモノナリヤトノ質問ア  
リ精神的生産物ハ之ニ包含セスト解スル旨松永條  
約局長ヨリ答辯ス

次テ江本顧問官ヨリ英國ノ染料除外ノ事情ニ付、  
富井委員長ヨリ濠洲、加奈陀ノ本條約ニ調印セ  
サル事由ニ付質問アリ 吉野工務局長及松永條

約局長之ニ答フ

河合顧問官ヨリ米國ノ留保ハ一般的ノモノナルカ  
他國モ之ニ均霑スルコトヲ得ルヤトノ質問アリ松永  
條約局長トノ間ニ二三ノ問答ヲ重ヌ次テ長島民  
事局長ヨリ日本ノ司法權留保モ亦解釋上ノ留保  
ナレハ他國ト雖之ヲ援用スルコトヲ妨ケスト考フル  
旨ヲ陳フ

田顧問官ヨリ本條約ハ我國ノ委任統治地域ニモ  
適用アリヤヲ問ヒ松永條約局長之ニ答フ

富井委員長ヨリ租借地ハ第八條ノ地域種別中

編  
卷  
院

何レニ入ルヘキヤノ質問アリ同局長ハ殖民地ニ準  
スルノ外ナカルヘシト答ヘタルカ江木顧問官ヨリ租  
借地ハ其ノ國ノ完全ナル領土ナリトノ學說アリ之  
ニ對スル外務省現在ノ見解如何ヲ質問シ同局長  
ヨリ之ニ對スル私見ヲ述ヘ且同顧問官及鎌田顧問  
官トノ間ニ問答ヲ重ヌ

次テ黒田顧問官ヨリ右ニ關スル答辯ノ為午後ノ  
繼續會ニハ外務大臣ノ出席ヲ望ム旨陳述アリ  
右依テ富井委員長ハ休憩ヲ宣ス

(午後ノ時ニ十分休憩入り  
同 時 今再開ス)

富井委員長再開ヲ宣ス

幣原外務大臣ヨリ関東州カ第十條列記ノ地域ノ  
何レニ入ルヘキヤノ解釋ハ目下實際上其ノ必要ナキ  
為決定セサリシモノト考フルモ理論ノ問題トシテ  
考フルトキ之ヲ日本ノ宗主權下ニアルモノトハ或ハ  
謂ヒ難カラム然レトモ列記地域ノ何レカニ準シテ  
取扱フコトヲ得ヘシト信ストノ答辯アリ之ニ對シ富井  
委員長列記地域ノ何レニカ入ラサレハ實際ノ適用  
上困ルコトナキヤ又江木顧問官ヨリ租借地ヲ本條  
約ノ適用ヨリ除外スル必要ナキカ故ニ何レノ地域

富井 完

ニ入ルヘキヤ決定シ居ラストセハ當然第一條「締約  
國ノ領域」中ニ含まルルモノト解スルノ外ナレト思フ  
カ如何トノ質問アリ幣原外務大臣関東州ニ對シ  
テハ絶體的ニ日本ノ主権カ行ハルモノトシテ實際上  
ノ取扱ヲ為セル旨ヲ答フ更ニ江本顧問官ヨリ然  
ラハ其ノ面積ヲ帝國領土ノ面積ニ其ノ人口ヲ帝國  
ノ人口ニ算入スルコトヲ妨ケサルヤトノ問アリ幣原外  
務大臣之ニ答フルトコロアリ次テ富井委員長ヨリア  
「シントシ」條約審議ノ際ニ於テハ関東州ハ「屬地」ニ入ル  
トノ解釋ナリシモ本條約ニハ斯ル文字ナキ故疑ヲ生

スト述ヘ幣原外務大臣ヨリ期限付ノ日本領土ト考  
フルヲ得ヘシトノ答辯アリ之ニ對シ田顧問官及江  
本顧問官ヨリ賛意ノ表示アリ  
櫻井顧問官ヨリ第一條ノ「生産物」ノ語義ニ関スル  
再質問アリ幣原外務大臣トノ問ニ二三ノ問答ヲ  
重ヌ  
富井委員長質問ハ之ニテ終了ト認メ委員ノ協  
議ニ入ルヘキ旨ヲ宣ス

(外務大臣及説明員在席ノ儘議事ヲ進行ス)  
先ツ條約ノ始ヨリ第三條迄次テ第四條ヨリ第五

樞密院

條迄ヲ議題トス

田顧問官ヨリ支那ニ對スル武器輸入條約ノ存否及  
「アヘン」「コカイン」ノ我國ノ輸出入ノ状態ニ付質問アリ  
幣原外務大臣及松永條約局長ヨリ之ニ答フ

次テ第六條ヨリ第十九條迄ヲ議題トス

富井委員長批准ノ寄託ハ電報ニテモ不可ナキヤヲ  
質シ幣原外務大臣之ニ答フ

次テ第六條ノ附属書、議定書、附属宣言書、最  
終議定書ヲ議題トス

江本顧問官及河合顧問官ヨリ十八箇國ノ批准ヲ

實施ノ條件ト為シタルコトニ關シ質問アリ 松永條  
約局長之ニ答フ

富井委員長ヨリ 本條約實施ノ期日及加入ノ意義  
ニ付二三ノ質問アリ 同局長一々之ニ答フ

次テ補足協定、補足議定書、同附属宣言書、  
御批准案ヲ順次議題トス

江本顧問官ヨリ 御批准文ノ翻譯ハ先般當院ノ  
注意ノ通り變更セラレタルヤヲ質シ 松永條約  
局長然ル旨ヲ答フ

富井委員長之ニテ 議案全部ノ審査ヲ終ヘ 滿場

福 密 院

秘  
密  
院

一致ヲ以テ可決シタル旨ヲ述フ而シテ協議ノ結果  
審査報告書ノ作成ハ之ヲ委員長ニ一任スルコトニ  
決ス

右於テ富井委員長閉會ヲ宣ス

(午後三時閉會)

酒類輸送取締ニ關スル條約御批准ノ件第一回  
審査委員會

昭和四年十一月五日(火曜日)本院事務所ニ  
於テ開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官